

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年9月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900177号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900046号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年2月1日から平成28年7月29日に訂正し、平成28年7月から同年10月までの標準報酬月額を16万円、同年11月の標準報酬月額を34万円、同年12月及び平成29年1月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成28年7月29日から平成29年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月29日から平成29年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年7月29日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成29年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月から同年10月までの標準報酬月額並びに同年12月及び平成29年1月の標準報酬月額については32万円から34万円とする。

平成28年7月29日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成29年2月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(平成28年7月から同年10月までは16万円、同年12月及び平成29年1月は19万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年7月29日から平成29年2月1日まで

A社に勤務する期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。平成28年7月29日にB社から関連会社のA社へ在籍は変わったが、請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社の事業主から提出された在籍証明書及び賃金台帳並びに請求者から提出された給与明細書に加え、同社事業主の陳述及びB社の事業主の回答により、請求者は、請求期間において継続して勤務（平成28年7月29日にB社からA社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに下記2で認められる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から判断すると、平成28年7月から同年10月までの標準報酬月額については16万円、同年11月の標準報酬月額については34万円、同年12月及び平成29年1月の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成28年7月29日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月29日に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月29日から平成29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録により、請求者の請求期間における標準報酬月額は32万円として、既に厚生年金保険法第75条本文該当記録となっていることが確認できるが、上記賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求期間における本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円であると認められる。

したがって、上記1のとおり、厚生年金特例法により、34万円と記録訂正される平成28年11月の標準報酬月額を除き、請求者のA社における同年7月から同年10月までの標準報酬月額並びに同年12月及び平成29年1月の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額（平成28年7月から同年10月までは16万円、同年12月及び平成29年1月は19万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。